

指名停止について

令和7年8月15日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

- 1 指名停止業者名
新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
- 2 指名停止期間
令和7年8月15日から令和8年1月14日まで
- 3 指名停止理由
要領第2条第1項別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。